

鹿児島市 人権教育・啓発基本計画

令和5年3月改訂

鹿児島市

目 次

基本計画の改訂について	1
第1章 基本計画の策定	
1 基本計画策定の趣旨	2
2 基本計画策定の背景	2
(1) 国際的な動向	2
(2) 国・県の動向	3
(3) 本市の状況	3
第2章 基本計画の目標・性格	
1 基本計画の目標	4
2 基本計画の性格	4
第3章 人権教育・啓発の推進	
1 あらゆる場における人権教育・啓発	5
(1) 学校等	5
(2) 家庭・地域社会	6
(3) 企業等	7
2 各人権課題に対する取組	8
(1) 女性	8
(2) 子ども	10
(3) 高齢者	12
(4) 障害者	14
(5) 同和問題	16
(6) 外国人	18
(7) 感染症患者等	19
(8) 犯罪被害者等	21
(9) 北朝鮮当局による拉致問題等	22
(10) 性的少数者	24
(11) インターネットによる人権侵害	25
(12) その他の人権問題	26

3	市職員、教職員及び医療関係者等に対する人権教育・啓発	27
	(1) 市職員	
	(2) 教職員・社会教育関係職員	
	(3) 医療関係者	
	(4) 福祉保健関係者	
	(5) マスメディア関係者	
4	人権教育・啓発の効果的な推進	28
	(1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実	
	(2) 連携の促進	
	(3) 人材の育成	
	(4) マスメディアの活用	
	(5) インターネットの活用	
	(6) 相談体制の充実	

第4章 基本計画の推進

1	推進組織の設置	29
2	関係機関との連携の促進	29
3	基本計画のフォローアップ及び見直し	29

○用語解説	30
-------	----

○資料

・日本国憲法（抄）	34
・世界人権宣言	36
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	40
・鹿児島市人権啓発に関する懇話会条例	41
・鹿児島市人権教育・啓発推進本部設置要綱	43

基本計画の改訂について

鹿児島市では、平成19年1月に、人権教育・啓発の重要性について認識を深め、人権教育・啓発に関する施策等を総合的かつ計画的に推進していくために、「鹿児島市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

その後、平成23年4月には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が、同年9月には県の「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」が一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられました。

本市においても、第五次総合計画や各種個別計画との整合を図るとともに、国、県の動向なども踏まえ、平成24年3月に「鹿児島市人権教育・啓発基本計画」の改訂を行いました。

また、平成28年には、国における新たな法律の施行や本市における新たな各種個別計画の策定等を踏まえ、2回目の改訂を行いました。

改訂から約6年が経過し、第六次総合計画や各種個別計画との整合を図るとともに、国、県の動向なども踏まえ、今回、3回目の改訂を行ったものです。

第1章 基本計画の策定

1 基本計画策定の趣旨

21世紀は「人権の世紀」といわれています。人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が人々の相互の間において共に尊重されることが必要です。そのためには、私たち一人ひとりが、人権の意義や重要性について理解を深め、また、日常生活の中で人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚を身に付けられるよう、人権に関する教育及び啓発活動を積極的に取組んでいかねばなりません。

国においては、平成14年（2002年）3月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」を、また、鹿児島県も平成16年

（2004年）12月に「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定しました。更に、鹿児島県は平成30年（2018年）に実施した「人権についての県民意識調査」を踏まえ、令和2年（2020年）に「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」の改訂を行ったところです。

本市も、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する取組を、平成14年（2002年）度策定の第四次鹿児島市総合計画から、人権意識の啓発、人権教育及び人権相談の充実の施策等を掲げ、第六次鹿児島市総合計画においても人権尊重社会の実現を目指しているところです。

しかしながら、私たちのまわりには、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などをめぐる人権問題のほか、近年の国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化や価値観の多様化等による新たな人権問題、犯罪被害者等の人権問題やインターネットによる人権問題、性的指向等に係わる差別や偏見、新型コロナウイルス感染症の拡大によるコロナ差別と呼ばれる人権問題など様々な人権問題が存在しています。

このことは、人権尊重の理念やこれを実践する行動が、まだ十分に定着していないことなどが考えられ、国、地方公共団体は、人権教育・啓発に関する一層の取組が求められているところです。

ついては、より一層、本市の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成19年（2007年）1月に「鹿児島市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権尊重の精神を育み、人権が共存する人権尊重社会の早期実現を目指しています。

2 基本計画策定の背景

(1) 国際的な動向

20世紀に人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、その反省から、昭和23年（1948年）、国際連合（国連）において、全ての人々と全ての国が達成すべき基準として世界人権宣言が採択されました。その後も人権を確立するためにさまざまな条約等が採択され、世界的な取り組みが行われました。しかしながら、世界各地では、未だに民族紛争や宗教対立などにより、人権を脅かす問題が起きています。

こうした状況は国際社会に人権気運を高め、平成6年（1994年）の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、平成16年（2004年）12月には、その後継計画として「人権教育のための世界計画」が決議されています。

更に、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は「誰一人取り残さない」ことを掲げており、「持続可能な開発目標（SDGs）」を構成する17の目標と169のターゲットには、人権尊重の理念が根底にあります。

(2) 国・県の動向

国は、基本的人権に係わる同和問題に関して、昭和40年（1965年）の同和对策審議会の答申「同和問題の解決は国の責任であると同時に国民的課題である」を受け、昭和44年（1969年）に同和对策事業特別措置法（平成14年（2002年）に失効）、及びその他制定された法律等に基づく同和問題の解決のための施策を講じました。また、人権の確立に向けた取組について、平成9年（1997年）に人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指す「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。平成12年（2000年）には、人権教育・啓発のより一層の推進を図るための「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行、この法律に基づいて、平成14年（2002年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、国民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していくための取組が実施されています。その後も、様々な人権に関する社会問題の解決を図るため、国内法が制定され、人権問題解決のための制度や枠組みが整備されています。

鹿児島県においては、平成10年（1998年）に「人権宣言に関する決議」を採択、翌11年（1999年）に「人権教育のための国連10年」を推進する鹿児島県行動計画を策定し、人権に対する県民の意識の高揚を図りました。平成16年（2004年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に定める地方公共団体の人権教育・啓発の取組の規定、及び同和問題や高齢者、子どもに関する人権問題の存在等を踏まえ「人権教育のための国連10年」を推進する鹿児島県行動計画の内容を充実、発展させた「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定しました。また、平成30年（2018年）に実施した「人権についての県民意識調査」を踏まえ、令和2年（2020年）に「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を改訂、令和4年（2022年）3月に「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、人権教育・啓発施策の一層の総合的かつ効果的な推進が図られています。

(3) 本市の状況

本市は、昭和52年（1977年）度以降、同和問題解決に向けての取組について、同和对策事業に係わる各種施策を展開してきたほか、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発を推進してきました。

人権教育・啓発の推進にあたっては、国の策定した「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」等を参考に取組むとともに、平成14年（2002年）度からは、第四次鹿児島市総合計画に人権意識の啓発、人権教育及び人権相談の充実に関する施策を掲げ、第六次鹿児島市総合計画においても、関係部局連携の下、市民一人ひとりが同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権問題を正しく理解するための取組を実施し、人権が共存する人権尊重社会の実現に努めています。

第2章 基本計画の目標・性格

1 基本計画の目標

市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らしていける鹿児島市を実現するため、人権尊重の精神が生まれ、日常生活の中に人権が共存する社会を目指した人権教育・啓発を推進していくこととします。

については、基本計画の目標を「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、お互いの人権を尊重し合う共存社会の実現を目指す」と定め、人権教育・啓発の重要性について認識を深め、人権教育・啓発に関する施策等を総合的かつ計画的に推進していくこととします。

2 基本計画の性格

基本計画は、人権尊重の意識が高まりつつあるなか、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等の人権問題が依然として存在し、また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、地方公共団体に人権教育・啓発に関する施策の責務規定が定められたこと等を踏まえ、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

策定にあたっては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念に則り、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び鹿児島県の「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を参考に、また、本市の総合計画や各種計画等と整合性を図りながら、以下の考えの下に人権教育・啓発に関する施策の基本的方向を示していきます。

- (1) あらゆる場と機会を通じた総合的な人権教育及び啓発活動を推進する。
- (2) 様々な人権問題に対して、正しい理解や認識を深め、解決に向けた実践的な態度が培われる施策を推進する。
- (3) 人権問題の相談、支援に関する体制の充実を図る。
- (4) 基本計画の策定においては、民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

今後の本市の人権教育・啓発に関する施策については、この基本計画に掲げた取組を関係機関・団体、地域社会、企業との連携の下に着実に推進することとします。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発

(1) 学校等

【現状と課題】

学校等においては、子どもが人権尊重の精神や豊かな人間性などを身に付けることは、極めて大切なことです。そのため、学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階に応じて、それぞれの教育活動を通じ人権尊重の意識を高めるための教育が行われています。

学校等においては、問題行動、いじめ等の事案や不登校児童生徒への支援・対応など、児童生徒の人権に配慮した支援や指導の充実が引き続き求められます。

本市では毎年度、「人権教育基本方針」を定め、同和問題をはじめとする人権問題について正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神と実践的態度の高揚を図ることを目標に掲げ、教育活動全体を通じて、人権教育を推進しています。

今後とも、人権の意義・重要性についての正しい知識や、日常生活の中で人権上問題となるような出来事に接した際に、直感的にそれはおかしいと思う感性や人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けさせる取組が必要です。

【施策の方向性】

① 発達段階に応じた人権教育の推進

- 幼児期においては、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるとの認識に立ち、人権尊重の精神の芽生えを育むような教育の推進に努めます。
- 義務教育においては、多様な体験活動等を通して、社会生活上のルールや基本的なモラル等の倫理観、協調の精神を育むなどの道德教育の充実を図るとともに、自他の生命を尊重する心とお互いを認め合い共に生きていく人権尊重の心を培う取組を充実するなどの心の教育の推進に努めます。
- 高等学校教育においては、社会生活上のルールや基本的なモラル等の倫理観や規範意識を身に付けさせ、思いやりの心や感動する心などの豊かな人間性を育む教育を推進するとともに、生命尊重・人権尊重の取組を充実させるなど心の教育の推進に努めます。

② 指導内容・方法等の充実

効果的な学習教材等を作成し、指導内容や方法の充実を図るとともに、社会性や豊かな人間性を育むための多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流活動の推進を図ります。

③ 教職員の資質向上

教職員の使命感、専門性を高めるとともに、人権感覚の高揚を図るための研修や講座を組織的、計画的に実施し、資質の向上を図ります。

④ 相談体制の充実

教育相談室やスクールカウンセラーによる相談活動の周知、充実を図るとともに、相談員等の資質向上を図ります。

(2) 家庭・地域社会

【現状と課題】

○ 家庭

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点です。親子のふれあいを通して、生命の尊重など人権の重要性を学んだり、基本的な生活習慣や社会性を身に付けたりする場として、子どもの人格形成に重要な役割を担っています。

しかし、近年、社会の都市化、核家族化、少子化の進行などに伴う家庭環境の変化により、家庭における教育力が低下しており、子どもの親に対する暴力、親の子どもに対する虐待などの人権問題が生じています。

また、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの存在も明らかになっています。

本市では、家庭教育の重要性を啓発するとともに、親の学習機会の拡充や相談支援体制の充実等に努めています。

今後とも、家庭が持つ教育機能の向上を更に図ることが必要です。

○ 地域社会

地域社会は、人々の生活や活動の拠点であると同時に、交流や助け合いの場となっています。そこに暮らす人々の生き方や姿勢は互いに影響し合い、子どもたちの人権意識の形成に大きな影響を与えます。

本市では、公民館や市民館等の社会教育・社会福祉施設を中心に、人権に関する多様な学習機会の提供を行うとともに、人権問題啓発資料の作成・配布や講演会の開催等を通し人権教育・啓発の推進を図っています。

今後とも、知識伝達型の講義形式の学習に偏ることなく、学習内容や方法を創意工夫し、地域社会全体として人権尊重の意識を高め、日常生活において実践的な人権感覚を培っていくことが必要です。

【施策の方向性】

① 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

人権問題啓発資料の作成・配布、人権同和問題啓発強調月間や人権週間などの各種行事に合わせて講演会、コンサート、パネル展を開催するなどの多様な啓発活動を図り、人権尊重の理念の普及に努めます。

また、地域公民館での地域別人権問題研修会、市民館を活用した人権に関する学級・講座の開設や地域住民の相互理解を深める交流活動など、多様な学習機会の充実を図ります。

更に、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動をはじめとする多様な体験活動や高齢者・障害者との交流の機会の充実を図ります。

② 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

すべての人が性別や年齢、障害の有無に関係なく等しく人としての権利をもち、個性や違いを認め合いながら、地域社会に参加、参画できるように、地域の中での人と人とのつながりを大切にし、支えあい、共に生きる地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

③ 家庭への支援

保護者はその子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、保護者自身が偏見を持たず、差別しないことなどを日常生活を通じて子どもに示していくことが重要であることから、家庭教育学級や父親セミナー等において家庭教育に関する

る保護者の学習機会や情報提供の充実を図ります。

- ④ 人権教育指導者の資質向上
人権教育指導者に対する研修・講座を計画的に実施するとともに、その内容・方法を創意工夫し、資質の向上を図ります。
- ⑤ 相談体制の充実
家庭・地域社会における日常生活、教育、子育てなど多様な相談に、各種相談機関（子どもと女性の相談室、教育相談室など）の連携の下、気軽に利用できる相談体制の充実を図ります。

(3) 企業等

【現状と課題】

企業等は、その活動を通じて社会に大きな影響力を持っており、社会に貢献するという社会的責任を担っています。

近年、企業等の社会的責任への関心はますます高まり、それぞれの状況に応じた取組が行われていますが、障害者の法定雇用率達成、高齢者の継続雇用、男女の賃金や昇進等の格差是正、職場内の各種ハラスメントの防止など、多くの課題が存在しています。

本市では、人権に関する企業内研修のために、啓発資料の提供、講師の派遣・紹介、ビデオ・視聴覚機器・教材の貸出を行っているほか、労政広報紙において、情報の提供などを行っています。

今後とも、企業等は社会を構成する一員として、人権に配慮した対応を行い、社会的責任を果たしていくことが必要です。

【施策の方向性】

- ① 企業等における人権教育・啓発の推進
企業等の主体的な人権問題への取り組みを促進するため、あらゆる機会を通じて、様々な人権問題について、広報紙、ホームページ、啓発冊子、ポスターなどにより情報提供を行うほか、人権問題の講演会や研修会等の開催、社会奉仕の体験活動や高齢者、障害者等との交流活動への働きかけを行うなど、人権意識の高揚に努めます。
- ② 企業内研修に対する支援
企業内研修の開催の促進を図るため、啓発資料の提供、講師の派遣・紹介、ビデオ等の教材の貸出など、その支援の充実に努めます。
- ③ 公正な採用選考及び雇用の促進
すべての人々の就職の機会均等を保障するための公正な採用選考の促進に向けた啓発に努めるとともに、「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」などの法制度や施策の周知を図り、雇用の促進に努めます。
- ④ 相談体制の充実
雇用、就業等に係わる人権問題に関して、相談者に対する助言等が迅速に対応できるように、国や県などの関係機関と連携を促進し、相談体制の充実を図ります。

2 各人権課題に対する取組

(1) 女性

【現状と課題】

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止するとともに、家族関係における男女平等を規定しています。しかし、現実には、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあります。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力等が社会的に問題になるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。

女性の地位向上は、世界各国に共通した問題となっており、昭和50年（1975年）の国際婦人年以降、女子差別撤廃条約の採択や世界女性会議の開催など、様々な取組が国際的な規模で行われています。

我が国においては、従来から、こうした国際的な動向を見ながら、男女共同参画社会形成の一環として、男女平等や女性の人権の確立についての取組が進められてきており、平成11年（1999年）6月には「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

女性に対する暴力に関しては、平成12年（2000年）11月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が、平成13年（2001年）10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されるなど、立法的な措置がとられています。なお、DV防止法については、平成19年（2007年）に改正され、保護命令制度の拡充が加えられたほか、市町村の努力義務として基本計画策定などが盛り込まれ、平成25年（2013年）の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても同法を準用することとなりました。

女性の職業生活に関しては、平成27年（2015年）9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。

本市においては、平成6年（1994年）に「かごしま市女性プラン」（平成7～13年度）を策定して、男女共同参画の総合的、体系的な推進を図ってきました。平成13年（2001年）1月には拠点施設となる男女共同参画センターを開館し、「男女共同参画都市かごしま宣言」を行いました。平成14年（2002年）3月には「かごしま市女性プラン」の終了に伴い、それまでの取組を踏まえて、「鹿児島市男女共同参画計画」（平成14～23年度）を、令和4年（2022年）3月には「第3次鹿児島市男女共同参画計画」を策定しました。平成25年（2013年）には「第2次鹿児島市男女共同参画計画」に盛り込んだ「鹿児島市DV対策基本計画」に基づく配偶者暴力相談支援センターを開設しました。また、平成26年（2014年）4月には、本市における男女共同参画の基本理念などを盛り込んだ「鹿児島市男女共同参画推進条例」を施行しました。

男女共同参画社会の実現に向けては、各種の法律・制度の整備や教育・啓発などの実施により徐々に状況は改善されてきていますが、社会にはいまだ、男女に不平等な慣行やしきたりが残っており、政治・社会・経済・文化などあらゆる面での男女共同参画を阻害する要因となっています。男女平等を推進する学習や教育を充実し、男女共同参画の理念の浸透を図るとともに、今後、より一層積極的な施策の推進が求められています。こうした動向等を踏まえ、以下の取組を推進します。

【施策の方向性】

① 男女平等の教育・啓発の推進

性別による役割分担意識の是正に向けて、男女平等や人権尊重の理念を広く社会に根付かせるため、情報誌の発行、啓発イベントや各種講座の実施、教職員研修、地域別人権問題研修会や企業内生涯学習セミナーにおける人権啓発学習の充実など、学校、家庭、地域社会、企業など社会のあらゆる分野において男女平等を推進するための教育・啓発活動に取り組みます。

② 政策等の立案・決定への女性の参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、性別役割分担を見直すための意識啓発や、女性の能力開発や人材の育成を行い、女性の参画の推進を図ります。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではありません。特に配偶者等からの暴力（DV）では、被害者の多くは女性であり、暴力の要因として、男女間の経済力や社会的地位の格差など個人の問題としては片付けられない構造的な問題があります。

暴力を社会的な問題としてとらえ、あらゆる場で研修や広報啓発活動を推進します。また、関係機関との連携の強化、被害者の保護・自立支援に取り組みます。

④ 働く場における男女共同参画の促進

労働者が性別により差別されることなく、かつ、女性労働者にとっては母性が尊重され充実した職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法の周知を図るとともに、労働者の就労条件や仕事と子育て・介護の両立を支援する雇用環境の整備についての広報、啓発を促進します。

⑤ 刊行物等における女性の人権尊重

行政機関が作成する広報・出版物等において、性別役割分担意識にとらわれない表現を促進するとともに、性の商品化や暴力表現などが女性の人権を侵害している現状を認識し、メディアから主体的に必要な情報を引き出し、評価、識別できるようメディア・リテラシー教育を推進します。

⑥ 相談体制の充実

女性に対する暴力や働く場における性差別等、女性に関する様々な人権問題の解決を支援するため、市男女共同参画センターや市の各種相談機関（こどもと女性の相談室、市民相談センター等）において、相談者に対する助言や必要な情報提供等を行うとともに、国や県などの関係相談機関及び民間団体等との連携に努め、相談体制の充実を図ります。

(2) 子ども

【現状と課題】

我が国においては、日本国憲法の下、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されており、平成元年（1989年）の国連総会において「児童の権利に関する条約」が採択されたのを受けて、平成6年（1994年）にこれを批准しました。

しかし、近年、少子化や核家族化、情報化が進み、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。家庭では親などによる児童虐待が増加し、学校では問題行動やいじめ問題への対応、不登校児童生徒数の増加などが課題となっています。また、社会においては児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪が多発しています。

このような状況をふまえ、平成11年（1999年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成12年（2000年）に「児童虐待の防止等に関する法律」、平成25年（2013年）に「いじめ防止対策推進法」、平成28年（2016年）に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が制定されるなど、個別立法による対応も進められています。

さらに、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和4年に「こども基本法」が制定され、令和5年4月に施行されます。

子どもの人権を守るためには、家庭や地域社会における子育てや学校における教育のあり方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭をはじめとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要です。大人たちが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められています。

本市においては、妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、令和2年（2020年）3月に「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」を策定し、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を図るとともに、子どもたちが明るく健やかに成長し、子育てに喜びを感じられる環境づくりに取り組んでいます。今後とも、子どもの人権尊重及び保護に向け、以下の取組を推進します。

【施策の方向性】

① 子どもの人権についての教育・啓発の推進

子どもの人権が尊重される社会の実現を目指して、令和5年（2023年）5月5日に鹿児島市こどもの未来応援条例を施行予定であることから、あらゆる機会に条例の趣旨や内容について、子ども及び市民の理解が深まるよう、広報及び啓発活動に努めます。

子どもが、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、幼児児童生徒に倫理観や規範意識など豊かな心や自ら学ぶ力などの育成を図るとともに、個性を伸ばす教育の推進に努めます。また、家庭教育学級等で家庭教育に関する親の学習機会の一層の充実を図り、家庭、学校、地域社会が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動の推進に努めます。

② 児童虐待への対応の充実

児童虐待防止に関する広報・啓発に努めるとともに、関係機関との連携の強化を図り、虐待の早期発見及び適切な対応に努めます。

③ いじめ、不登校への対応の充実

いじめ防止や不登校への理解と認識を深めるため、学校、家庭、地域社会が連携して、啓発活動に取り組むとともに、学校、教育委員会、関係機関、地域社会が協力して、支援体制の整備を図ります。

④ 相談体制の充実

子育ての悩み、児童虐待、いじめ・不登校など様々な問題を解決するため、市が行う各種相談機関（こどもと女性の相談室、こども家庭支援センター、教育相談室、学校での相談活動、市民相談センター等）において、相談者に対する助言や情報提供等を行うとともに、鹿児島地方法務局など関係相談機関との連携に努め、相談体制の充実を図ります。

⑤ 広報機能の充実

市ホームページにおいて、子どもたちを対象に、悩み相談窓口や学習・教育に関する情報等を分かりやすく伝えるコーナーを設け、きめ細かな広報機能の充実を図ります。

(3) 高齢者

【現状と課題】

わが国は、平均寿命の伸びや出生率低下により、世界に類を見ない速さで高齢化が進んでいます。このような中、高齢者人口の増加や家族形態の変化により、高齢者のみの世帯が増加しており、地域社会からの孤立や、介護トラブルなどの問題が起きています。特に、高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されています。国においては、平成7年（1995年）12月に「高齢社会対策基本法」を施行し、これに基づく「高齢社会対策大綱」を基本として、高齢社会に向けた施策を推進してきています。また、高齢者の介護を社会全体で支えていくため、平成12年（2000年）に「介護保険制度」が実施され、法施行5年後の平成17年（2005年）には、高齢者の自立支援と尊厳の保持という基本理念を踏まえた制度全般の改正が行われ、平成18年（2006年）から本格実施されました。

本市においては、「第8期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（令和3～5年度）」を令和3年（2021年）2月に策定いたしました。高齢者が豊かな経験と知識を持つ者として敬愛されるとともに、自らの意思に基づき尊厳を持って暮らせる社会の実現を目指し、今後とも、高齢者の人権に関する動向を踏まえ、以下の取組を推進します。

【施策の方向性】

① 高齢者の人権についての教育・啓発の推進

高齢者の人権についての市民の理解と認識を深めるとともに、高齢者が社会の一員として、生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指し、人権問題啓発資料や地域別人権問題研修会の開催等により人権意識の高揚に向けた教育・啓発活動を推進します。

また、学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深める教育を推進します。

② 生活・社会環境づくりの推進

高齢者が住み慣れた家庭や地域社会で、安心して快適な生活を送ることができるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化に対応した生活環境づくりを推進します。

③ 社会参画の促進

敬老パスの交付など各種生きがい対策事業の実施、高齢者クラブ活動など自主的活動の支援、公民館における自主学習グループ等の多様な学習機会の提供、地域文化祭等のイベントの開催、人材活用などにより、高齢者の生きがいと社会参画の促進を図ります。

また、市ホームページのウェブアクセシビリティを更に向上し、あらゆる利用者にとって使いやすいホームページを運用することで、分かりやすい情報の提供に努めます。

④ 雇用・就業の促進

高齢者の就業についての雇用相談を実施するとともに、（公社）鹿児島市シルバー人材センターの活用を図り就業機会の確保に努めます。また、高齢者の雇用を促進するための広報・啓発や、雇用促進制度の周知に努めます。

⑤ 高齢者の権利擁護の推進

認知症に対する理解を深め、お互いが支えあうまちづくりを推進するため、正しい知識の普及を図るとともに、認知症高齢者等の権利擁護を推進するため、関係団体と連携し、福祉サービス利用支援事業や成年後見制度の周知、普及に努めます。

また、高齢者の尊厳を保持し権利利益の擁護を目的に、平成18年(2006年)4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、関係団体等と連携し、高齢者虐待の防止に努めます。

⑥ 相談体制の充実

高齢者のための福祉相談等を行う高齢者福祉相談室や地域包括支援センターの周知、充実に努めるほか、高齢者の人権問題の解決を図るため、人権相談(市民相談センター等)において、相談者に対する助言や情報提供等を行うなど、高齢者の利用しやすい相談体制の充実に努めます。

(4) 障害者

【現状と課題】

国においては、平成25年（2013年）4月に従来の「障害者自立支援法」を改正するかたちで「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障害福祉サービス等の提供が進められ、また、平成28年（2016年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、障害のある人の人権が尊重されるための法整備が行われました。現在、障害のある方々を取り巻く環境は大きく変化してきており、国においては、多様化するニーズにきめ細かく対応するため、地域における生活の維持や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など、様々な制度の見直しが図られています。

本市においても、こうした社会情勢の変化に的確に対応するため、平成30年（2018年）4月に「第四次鹿児島市障害者計画」（平成30～令和4年度）を策定し、障害者施策を推進するとともに、障害福祉サービスの充実を図るため、令和3年4月に障害福祉計画第6期計画・障害児福祉計画第2期計画（令和3～5年度）を策定しました。

障害の有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に向け、障害者の自立及び社会参加の支援を行うため、以下の取組を推進します。

【施策の方向性】

① 障害者の人権についての教育・啓発の推進

市民の障害者に対する偏見や差別意識の解消及び共生社会の理念の普及を図るため、「障害者週間」等、あらゆる機会を通じて、広報、啓発活動に努めます。

また、障害者の自立を目指し、特別支援学校や特別支援学級における教育の充実を図るとともに、発達障害のある児童生徒等への支援や交流教育の促進など、教育活動全体を通じて障害者に対する理解を深める教育を推進します。

② 社会のバリアフリー化の促進

障害の有無にかかわらず、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化や人々の様々な特性や違いを超えて、はじめからすべての人が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインしていこうとする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及を促進します。

③ 社会参加の促進

障害の状況に対応した情報の提供やコミュニケーション手段の確保に努めるとともに、障害者のスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動等への参加を促し、地域活動等への積極的な参加の促進に努めます。

また、市ホームページのウェブアクセシビリティを更に向上し、あらゆる利用者にとって使いやすいホームページを運用することで、分かりやすい情報の提供に努めます。

④ 雇用、就業の促進

障害者が経済的に自立し、地域で安定した生活を営むことができるよう労政広報紙等により各施策や制度の周知に努めます。

⑤ 障害者の権利擁護の推進

障害者の財産権や人権などの権利擁護を推進するため、障害者差別解消法の広報・周知を図るとともに、判断能力が不十分な障害者への成年後見制度の利用促進に努めます。

また、障害者に対する虐待の防止及び権利利益の擁護を目的に、平成24年（2012年）10月に施行された障害者虐待防止法に基づき、関係団体と連携し、障害者虐待の防止に努めます。

⑥ 相談体制の充実

障害者のための福祉相談（身体障害者相談、ろうあ者福祉相談、知的障害者相談及び精神障害者相談）や障害者基幹相談支援センターの周知、充実に努めるほか、障害者の人権問題の解決を図るため、人権相談（市民相談センター等）において、相談者に対する助言や情報提供等を行うなど、障害者やその家族が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

(5) 同和問題

【現状と課題】

昭和40年（1965年）の同和对策審議会答申では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と基本認識が示されました。この答申を受けて制定された同和对策事業特別措置法やその後に制定された法律に基づき関係諸施策が積極的に推進されました。

本市においても、これまで生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上、啓発事業等の各種施策を積極的に推進してきました。その結果、生活環境をはじめとする物的な基盤整備などにおいては一定の改善、向上がなされてきました。しかし、全国的には、差別意識の解消は、いまだ十分とは言えない状況であり、現在でも結婚や落書等における差別事象が見られるほか、同和問題を口実にして企業などに不当な利益や義務のないことを求める、えせ同和行為などの問題があります。更に近年では、インターネット上で差別を助長するような表現が掲載される事案も発生しており、こうした状況を踏まえ、平成28年（2016年）には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

同和問題の解決に当っては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、以下の取組を積極的に推進します。

【施策の方向性】

① 同和問題における差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

これまでの同和教育や啓発活動の成果を踏まえ、内容や手法を工夫するとともに、関係機関や民間団体等と連携し、差別意識の解消に向けた教育、啓発活動を推進します。

② 市民館・集会所における活動の推進

市民館においては、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に進めます。

集会所においては、住民の社会教育活動の充実及び福祉の増進を図るため、地域の連帯意識を高める活動を推進します。

③ えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、同和問題に関する誤った認識を植え付けるなど同和問題の解決にとって大きな阻害要因となっているため、関係機関等と連携し、啓発・排除に努めます。

④ 公正な採用選考

就職に関する差別をなくすために雇用主に対して、人権に配慮し応募者の適性、能力によって採否を決める公正な採用選考が行われるよう啓発活動を推進します。

⑤ 相談体制の充実

市民館等における総合的な相談の周知、充実に努めるとともに、同和問題に係る人権問題の解決を図るため、人権相談（市民相談センター等）において、相談者に対する助言や情報提供等を行うほか、関係機関や民間団体等との連携など、すみや

かな解決に向けた相談体制の充実に努めます。

(6) 外国人

【現状と課題】

外国人住民の急激な増加に伴い、言語・習慣・文化等の違いに起因する就労や住宅に関する差別、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題等、様々な人権問題が生じております。これらの問題は、国民の理解が進み着実に改善されつつありますが、いまだ不十分な状況にあります。

近年は、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチが問題となっており、国においても、平成28年（2016年）6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行されるなど、外国人の人権への適切な対応が求められています。

グローバル化・ボーダレス化の進展は、地域社会のあらゆる分野に大きな影響を与えておりますが、同時に、地域社会が国際社会の中で果たす役割や、外国人住民が地域社会の一員として生活できる環境の整備はますます重要になってきております。

本市の外国人住民基本台帳人口は、令和5年（2023年）3月には3,660人となっており、その国籍はアジア諸国を中心に80か国となっています。本市では、これまで姉妹・友好都市等との相互交流や市民レベルの国際交流を通じて、これらの問題の理解促進に努めてきたほか、令和2年度（2020年度）に供用開始した国際交流センターを拠点に、多文化共生の推進に資する取組を行ってまいりました。

今後とも、市民や各種団体等との連携を図りながら、国際化の潮流に即した事業を、総合的・多角的に展開することが求められています。このような動向を踏まえ、以下の取組を促進します。

【施策の方向性】

① 外国人と市民の相互理解のための教育・啓発の推進

小学校から外国語に親しむ活動や留学生等との交流活動を充実し、国際理解教育の推進を図ります。更に、国際交流センターや生涯学習プラザ、地域公民館においては、国際理解のための講座を開設し、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てるための教育・啓発活動の推進に努めます。

② 国際交流の推進

海外都市との多彩な交流を推進するとともに、次代を担う国際性豊かな人材を育成するため、国際的な視野を広げられるさまざまな機会の提供に努めます。このほか、市民主体の国際交流活動を促進するため、国際交流センターを中心とした交流機会の創出に取り組みます。

③ 多文化共生の推進

多文化共生の地域づくりを推進するため、国際相互理解の推進を図るとともに、行政・生活情報の多言語化に努めます。

④ 相談体制の充実

外国人からの様々な相談に対応するため、国際交流センターにおいて多言語対応の相談を実施しています。更に関係機関や民間団体との連携、協力体制の一層の充実に努めるほか、外国人の人権問題の解決を図るため、人権相談（市民相談センター等）において、必要な助言や情報提供等を行うなど、外国人の利用しやすい相談体制の充実に努めます。

(7) 感染症患者等

【現状と課題】

H I V感染症、ハンセン病等の感染症については、医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、今なお、感染症に関しての正しい知識と理解が十分に普及していないために、感染症患者や元患者及びその家族に対する偏見や差別意識が生まれ、様々な人権問題が生じています。

平成11年(1999年)に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文では、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群(エイズ)等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」とされています。

H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、H I Vによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(A I D S)と呼んでいます。エイズは、昭和56年(1981年)にアメリカで最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻で、世界保健機関(W H O)は昭和63年(1988年)に「世界エイズデー」を定め、啓発活動を実施しています。このH I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、新しい治療薬の開発等によってエイズの発症及び死亡のリスクを低下させることが可能になってきていることから、正しい知識の普及や理解の促進を図ることが求められています。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、発病した場合でも、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。しかし、かつて、我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。その後、ハンセン病に対する認識の誤りが明白となり、平成8年(1996年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、隔離政策は終結しましたが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。このような中、平成13年(2001年)にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が下され、国による名誉回復及び福祉増進等の措置が図られ、平成21年(2009年)には、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、ハンセン病問題解決の促進を図るため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行されました。令和元年(2019年)には、ハンセン病問題基本法が改正され、同法前文には家族についても支援の対象とすることが明記され、問題解決に向けた取組が行われているところですが、ハンセン病に対する偏見や差別意識には根強いものがあり、患者や元患者及びその家族がおかれていた境遇を踏まえた取組が必要です。

新型コロナウイルス感染症(C O V I D -19)は、令和2年(2020年)に世界的に感染が拡大し、多くの人の生命が脅かされるだけでなく、感染者やその家族、医療関係者等に対する差別や偏見、いじめ、SNSによる誹謗中傷が起きています。新型コロナウイルス感染症に関する人権問題は新たな課題であることから、感染者等に対する差別や偏見の解消に向けた啓発を進めていく必要があります。

このような動向等を踏まえ、以下の取組を推進します。

【施策の方向性】

- ① HIV感染症に関する啓発活動の推進
広報紙やホームページ、マスメディア等の広報媒体、「世界エイズデー」のイベント等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図り、エイズ患者やHIV感染者への理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ② エイズ教育の推進
講演会の開催や街頭キャンペーンの実施などのエイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する差別や偏見の解消に努めます。
- ③ ハンセン病に関する啓発活動の推進
「ハンセン病を正しく理解する週間」を中心にマスメディア等を活用して、ハンセン病に対する正しい知識の普及を図り、患者や元患者及びその家族に対する差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。
- ④ 新型コロナウイルス感染症に関する啓発活動の推進
広報紙やホームページ、マスメディア等の広報媒体を通じて、新型コロナウイルス感染症についての正しい知識の普及を図り、感染者等に対する差別や偏見の解消に努めます。
- ⑤ 相談体制の充実
エイズ24時間テレホンサービス、人権相談窓口等の一層の周知、充実に努めるほか、エイズ患者やHIV感染者、新型コロナウイルス感染症の感染者等の人権問題の解決を図るため、人権相談（市民相談センター等）において、相談内容に関する秘密保持を一層厳格にするなど、エイズ患者やHIV感染者、新型コロナウイルス感染症の感染者等が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

(8) 犯罪被害者等

【現状と課題】

我が国では、犯罪被害者の視点に立った施策を講じ、その利益の保護が図られる社会の実現に向け、平成16年(2004年)12月に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、この基本法に基づき、平成17年(2005年)12月には、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者給付制度や被害者参加制度の充実など、犯罪被害者施策が大きく進展しました。

犯罪被害者等については、犯罪行為による生命、身体又は財産に対する直接的な被害を受けるだけでなく、被害後に生じるさまざまな問題、例えば、事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担などの「二次的被害」も生じています。

また、性犯罪や児童虐待など、自ら声を上げることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等にも適切な支援を行うことが求められています。

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるように、犯罪被害者等、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であり、国、県、市及びその他の関係機関や団体等がより一層連携を図りながら協力し、更なる取組の強化を図るとともに、犯罪被害者に対する市民の理解の促進と配慮、協力を一層促進していくこととします。

【施策の方向性】

① 犯罪被害者等の人権についての教育・啓発の推進

犯罪被害者やその家族の人権に配慮することができるよう、あらゆる場を通じて理解を深めるための啓発活動を推進します。

② 相談・支援体制の充実

犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、警察など関係機関と密接に連携して支援体制の一層の充実に努めるほか、犯罪被害者等の人権問題の解決を図るため、人権相談(市民相談センター等)において、相談者に対する助言や情報提供等を行うなど相談体制の充実に努めます。

(9) 北朝鮮当局による拉致問題等

【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていましたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年10月、5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的な行動をとっていません。

政府は、平成22年(2010年)までに、17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

国際連合においては、平成15年(2003年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

我が国では、平成17年(2005年)の国連総会決議を踏まえ、平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題(以下「拉致問題等」という。)に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしています。更に、平成23年(2011年)4月に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が位置付けられました。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

本市においても、国や関係自治体と連携し、拉致問題等に関する情報交換や拉致被害者及び家族が帰国した場合の受入れ態勢の情報共有を図るとともに、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」等を通して、拉致問題等についての関心と認識を深める取組に努めています。

【施策の方向性】

① 情報の把握・提供

国及び関係自治体と連携・協力し、拉致問題等に関する情報の把握・提供、被害者及び被害者の家族の支援に努めます。

② 帰国した被害者等に対する支援

国等と連携して、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等に対し支援します。

③ 広報・啓発

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、広報媒体を活用して啓発に努めるとともに、人権問題啓発資料の作成・配布、人権啓発パネル展の開催などを通じて、広く市民に対する教育・啓発活動を推進します。

④ 学校における教育

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等についての正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

(10) 性的少数者

【現状と課題】

性同一性障害や性的指向を理由とする人権問題が、社会生活の様々な場面で発生しています。

性同一性障害とは、生物学的な性である「からだの性」と自分の性をどう認識するかという「こころの性」が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。

平成15年（2003年）7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、性同一性障害のある人が一定の要件を満たし、家庭裁判所で認められれば戸籍上の性別を変更することができるようになりました。

性的指向とは、人の恋愛、性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、具体的には、恋愛等の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

日本社会にも性的少数者に対する偏見・差別は厳然としてあることを認識しなければなりません。そのうえで、性的指向及び性自認に関する問題は人権問題であると理解する必要があります。

性的少数者については、日常生活のさまざまな場面において、奇異な目でみられるなどの精神的な苦痛を受けているとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、社会の無理解や偏見により嫌がらせや侮辱的な言動をされるなど、様々な不利益や差別を受けることがあります。

若年層においては当事者が正しい知識を得る機会がなく、自らの性のあり方について違和感を持ち、だれにも相談できずに悩み続ける場合もあり、更に、家族からの理解が得られなければ孤立してしまうことになります。

本市においては、性的少数者の方々の生きづらさを解消する取り組みの一環として、令和4年（2022年）1月に、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

性的少数者が安心して暮せるよう、また、性的少数者に対する差別や偏見をなくしていくために、以下の取組を推進します。

【施策の方向性】

① 性的少数者の人権についての教育・啓発の推進

性の在り方について固定的に考えるのではなく、差別意識や偏見の解消に向けて、学校、職場、地域社会などの周囲の人々が性に対する多様な在り方を認識し、理解を深めていくための人権教育・啓発の充実に努めます。

② 相談・支援体制の充実

学校においては、きめ細やかな対応や支援を進めるため、相談体制の充実に努めます。また、市保健所など性的少数者の悩みに対応できる相談窓口の周知、充実に努めるほか、性的少数者の人権問題の解決を図るため、人権相談（市民相談センター等）において、相談者に対する助言や情報提供等を行うなど相談体制の充実に努めます。

(11) インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットには、電子メールのような特定の利用者間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数に向けた情報発信、ソーシャルメディアなどを利用した不特定多数の利用者間の情報の受発信等があります。インターネットの普及により、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができるようになりました。しかし、一方では発信者の匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の掲載、犯罪被疑者の実名・顔写真の掲載などの人権侵害が発生しています。

憲法の保障する表現の自由の自由に十分配慮すべきことは当然ですが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダー（インターネットへの接続を提供する業者）などに対して当該情報等の停止、削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応が行われています。

プロバイダーに対しては、インターネット上の電子掲示板等に掲載された情報が他人の権利を侵害する場合における対策として、平成14年（2002年）5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、令和3年（2021年）4月には、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済が図られるよう、改正が行われています。

一方、平成21年（2009年）には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行（平成30年（2008年）改正）が施行され、フィルタリングサービスの活用など青少年による有害情報の閲覧を減らすための取組が進められています。

インターネットは今後も急速な普及、発展が見込まれます。このため、インターネット利用者やプロバイダーなどに対して、個人のプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解を深める人権教育・啓発の推進が求められています。こうした動向等を踏まえ、以下の取組を推進します。

【施策の方向性】

① インターネット利用者の教育・啓発の推進

インターネットを利用する一人ひとりが、人権を侵害するような情報をインターネット上に発信しないよう、学校における情報教育や市民を対象としたパソコン講習会等を通し、個人のプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解と認識を深めるよう、人権教育・啓発の推進に努めます。

② 相談体制の充実

インターネットを利用した人権侵害があった場合は、人権相談（市民相談センター等）において、相談者に対し必要な助言や情報提供を行うとともに、相談内容に応じて警察など関係機関・団体と緊密な連携を図ります。

(12) その他の人権問題

これまで述べてきた人権問題のほか、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、ホームレス、人身取引、避難所における人権など様々な人権問題があります。このような人権問題に対しても積極的に人権教育・啓発を推進し、それらに関する知識や理解を深めるとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に努めます。

3 市職員、教職員及び医療関係者等に対する人権教育・啓発

人権尊重社会の実現のためには、次に掲げる人権にかかわりの深い特定の職業従事者に対して重点的に人権教育・啓発に関する研修等の取組が必要です。

(1) 市職員

市職員は、全体の奉仕者として常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。そのために、職員一人ひとりが知的理解にとどまるのではなく豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務を実践していけるよう研修を充実し、職員の人権意識の高揚に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係職員

教職員は、教育活動を通して、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、児童生徒の発達段階に応じて人権教育を推進することが求められています。そのために、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるよう研修体制を整備するとともに、人権教育の指導方法の充実のため、体験型の学習を取り入れるなど研修内容の工夫改善を行い、教職員の資質向上と指導力の強化に努めます。

社会教育関係職員は、地域社会で人権に関わる指導者としての役割が期待されています。そのため、様々な人権問題について理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決に資する指導力が身につくよう研修等の充実に努めます。

(3) 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士等の医療関係者は、人々の生命や健康に関わる業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに対する配慮やインフォームド・コンセントの徹底など人権意識に根ざした行動が求められています。このようなことから、医療関係者に対し、人権意識を一層向上させるための人権教育・啓発に関する情報提供を積極的に行います。

(4) 福祉保健関係者

ホームヘルパー、ケアマネージャー等の介護サービス関係者、ケースワーカー、民生委員、児童委員、保健師、家庭児童相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員、社会福祉施設職員等の福祉保健関係者は、介護業務や生活相談などに直接関わっていることから、プライバシーや人権尊重に十分配慮した行動が求められています。このため、福祉施設等に対し、各職場や養成機関での人権教育・啓発に関する情報提供を積極的に行います。

(5) マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアは、人権教育・啓発の媒体として大きな役割を果たしている一方、その情報は、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っており、マスメディア関係者は常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うことが求められています。このため、マスメディア関係者に対し、人権教育・啓発に関する情報提供を積極的に行います。

4 人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、多様な学習機会の提供と学習内容の充実、各種関係機関・団体との連携、人権教育・啓発に関わる教職員や指導者の育成を積極的に進めていくとともに、マスメディアやインターネットの活用等に努めるほか、人権問題を抱える人々が気軽に相談できる窓口の整備など、相談体制の充実を図っていくことが求められています。

(1) 多様な学習機会の提供と学習内容の充実

市民一人ひとりが、日常生活の中で人権問題に関心が持てるよう、学校、家庭・地域社会、企業等あらゆる場で多様な学習機会が得られるよう努めます。

また、教材、啓発資料等は、理解しやすい内容、表現となるよう工夫するとともに、社会奉仕体験活動や高齢者・障害者等との交流活動など参加体験型学習を積極的に取り入れるなど学習内容の充実を図ります。

(2) 連携の促進

様々な人権問題に幅広く対応し、効果的な施策の展開を図るため、本市の各部局相互の緊密な連携に努めるとともに、学校等、地域社会、企業など、あらゆる場を通じて人権に関する取組を実施している各種関係機関・団体等との連携を促進します。

(3) 人材の育成

学校、地域社会及び企業等で人権教育・啓発に当る教職員や指導者の資質と指導力の向上など人材の育成を図ります。

(4) マスメディアの活用

マスメディアは、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っていることから、より多くの市民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、マスメディアの活用に努めます。

(5) インターネットの活用

インターネットの特性を活用して、市ホームページに人権に関する情報を提供するほか、SNSにより情報発信を行うなど、人権尊重の意識高揚につなげる啓発活動を推進します。

(6) 相談体制の充実

人権問題に関わる相談は、生活相談、教育相談、医療相談、法律相談等を含んでいることから、相談窓口の明確化に努めるとともに、関係機関との緊密な連携、協力を図り、また、相談員の一層の資質向上に努め、迅速な対応ができるよう相談体制の充実に努めます。

第4章 基本計画の推進

1 推進組織の設置

基本計画の推進にあたっては、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「鹿児島市人権教育・啓発推進本部」を設置し、関係部局と緊密な連絡調整を図るほか、諮問機関として学識経験者や市民による「鹿児島市人権啓発に関する懇話会」を設置し、着実かつ効果的に展開します。

2 関係機関との連携の促進

基本計画の推進にあたっては、国、県をはじめ、鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会等の関係機関及び人権に関わる民間団体やNPO等、地域社会における各種団体や企業などとの連携を促進します。

3 基本計画のフォローアップ及び見直し

基本計画の推進にあたっては、施策の進捗状況について、定期的に点検し、その結果を以後の施策に反映させるなどし、基本計画のフォローアップに努めます。

また、国、県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて基本計画を見直すこととします。

【用語解説】

※ インフォームド・コンセント

医療関係者が患者の診断や治療に当って十分な説明を行い、患者がそれを理解、納得し、同意した上で医療行為を進めること。

※ ウェブアクセシビリティ

「アクセスのしやすさ」を意味し、高齢者や障害者はもちろん、病気やけがなどで一時的に障害のある人などすべての人が、ホームページで提供されている情報に問題なくアクセスできるように配慮すること。

※ えせ同和行為

同和問題を口実として、会社、個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為。具体的な要求としては、図書物品購入の強要、寄付金・賛助金の強要、下請けへの参加強要などがある。

※ NPO

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。
営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体のこと。

※ 鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会

鹿児島地方法務局本局、知覧支局及び川内支局管内に所在する人権啓発活動に関わる機関等（本市ほか10市5町2村、鹿児島地方法務局、同法務局知覧支局及び川内支局、鹿児島人権擁護委員協議会、知覧人権擁護委員協議会、川内人権擁護委員協議会）が連携・協力関係を確立し、地域内における各種人権啓発活動を総括的かつ効果的に推進することを目的に平成12年7月に設立された。

※ グローバル化

政治経済文化などの分野が地球規模で拡大すること。

※ 心の教育

学校、家庭、地域社会などの連携の下で、生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他者への思いやりや社会性、倫理観、正義感など、子どもたちの豊かな心を育む教育。

※ 障害者週間

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、設定されたもの。期間は、毎年12月3日から9日。

※ スクールカウンセラー

教育委員会の計画や学校の要請に応じて、学校を訪問し、教職員の教育相談に関する資質の向上を図るとともに、保護者や児童生徒、教職員の相談を受け、悩み等の解消に当たっている。

※ ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけたりするような行為などを繰り返し行うこと。

※ 成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力の不十分な人が財産管理や身上保護についての契約などの法律行為を行うときに、本人の意思や必要性に応じて後見人等が選任される。

※ セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場における様々な態様のものが含まれる。

※ ソーシャルメディア

インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと。

※ 地域包括ケアシステム

高齢者や障害者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保していくための仕組み。

※ ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、(大声で怒鳴る、無視するなど)、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、性的暴力(性的行為を強要する、避妊に協力しないなど)など多岐にわたる。

※ バリアフリー

社会の中に存在する障壁（バリア）を取り除くこと。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

※ ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」をいい、種類はさまざまだが、他者に対する発言や行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えたりすることを指す。性別に関係なく性的な発言や行動をとる「セクシュアル・ハラスメント」、職場における地位や人間関係等の優位性を背景にした発言や行動をとる「パワー・ハラスメント」、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いをする「マタニティー・ハラスメント」などがある。

※ フィルタリングサービス

インターネットのプロバイダーや携帯電話事業者などが提供するサービスの一つで、青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。

※ 福祉サービス利用支援事業

判断能力の不十分な人が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの申請代行等の利用援助や日常的な金銭管理等を行う事業。

※ ポーダレス化

従来は区別や差異があり分離していた複数の事項の間で、交流や融合が起こり、その境界がなくなっていくこと。

※ メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

※ ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【資料】

- 日本国憲法（抜粋）
- 世界人権宣言
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 鹿児島市人権啓発に関する懇話会条例
- 鹿児島市人権教育・啓発推進本部設置要綱

日本国憲法(抄)

昭和21年(1946年)11月3日公布 昭和22年(1947年)5月3日施行

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②、③号省略

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②、③号省略

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

世界人権宣言

1948（昭和23）年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。
教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

[平成 12 年 12 月 6 日 法律第 147 号]

(目 的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見 直 し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

鹿児島市人権啓発に関する懇話会条例

平成 27 年 3 月 23 日

条例第 3 号

改正 令和 3 年 3 月 22 日条例第 37 号

(設置)

第 1 条 女性、子ども、障害者等に係る様々な人権課題に対する人権教育・啓発に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するため、鹿児島市人権啓発に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 鹿児島市人権教育・啓発基本計画（以下「計画」という。）に関すること。
- (2) 計画に基づく人権教育・啓発に関する施策等の推進に関すること。
- (3) その他人権教育・啓発に関する事項

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内に居住する満 18 歳以上の者で公募に応じたもの
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理し、懇話会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、新たな任期が始まる日以後最初に開かれる会議の招集については、市民局人権政策部人権推進課において処理する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 懇話会が指示した事項を調査検討するため、懇話会に専門部会を置くことができる。

(秘密保持義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 9 条 懇話会の庶務は、市民局人権政策部人権推進課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(鹿児島市同和対策審議会条例の廃止)
- 2 鹿児島市同和対策審議会条例(昭和52年条例32号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に鹿児島市同和対策審議会条例第2条及び第6条の規定によりなされた手続は、この条例の相当規定によりなされた手続とみなす。
(鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 4 鹿児島市報酬及び費用弁償条例(昭和42年条例第27号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略

付 則(令和3年3月22日条例第37号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

鹿児島市人権教育・啓発推進本部設置要綱

平成19年4月18日

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、鹿児島市人権教育・啓発推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鹿児島市人権教育・啓発基本計画の推進に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発に係る施策の連絡調整に関すること。
- (3) 同和対策事業に関すること。
- (4) その他人権教育及び人権啓発に関し必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市民局担当副市長とする。
- 3 副本部長は、市民局長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総理し、本部の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が必要に応じて召集する。

- 2 会議は、本部長、副本部長及び本部員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 本部長は、災害その他の事由により、本部員又は前項の本部員以外の者（以下「本部員等」という。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。
- 6 オンラインによる方法等で会議に参加した本部員等は、会議に出席したものみなす。

(幹事会)

第6条 本部の所掌事項に関する具体的な事項について検討させるため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、調査検討した結果を本部に報告する。
- 3 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
- 4 座長は、市民局人権政策部長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 座長の職務等については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、市民局人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月18日から施行する。
(鹿児島市人権啓発連絡会要綱の廃止)
- 2 鹿児島市人権啓発連絡会要綱(平成16年7月1日制定)は、廃止する。
付 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、令和4年10月11日から施行する。

別表第1(第3条関係)

鹿児島市人権教育・啓発推進本部本部員

総務局長
企画財政局長
危機管理局长
環境局長
健康福祉局長
こども未来局長
産業局長
観光交流局長
建設局長
消防局長
教育長
交通局長
水道局長
市立病院事務局長
船舶局長

別表第2(第6条関係)

鹿児島市人権教育・啓発推進本部幹事会幹事
総務局市長室広報課長

総務局市長室国際交流課長
総務局総務部人事課長
総務局総務部情報システム課長
危機管理局安心安全課長
市民局市民文化部市民相談センター所長
市民局人権政策部男女共同参画推進課長
健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課長
健康福祉局すこやか長寿部認知症支援室長
健康福祉局福祉部地域福祉課長
健康福祉局福祉部障害福祉課長
健康福祉局保健部感染症対策課長
こども未来局こども政策課長
こども未来局保育幼稚園課長
こども未来局こども家庭支援センター所長
産業局産業振興部雇用推進課長
教育委員会事務局教育部学校教育課長
教育委員会事務局教育部青少年課長
教育委員会事務局教育部生涯学習課長

鹿兒島市人権教育・啓発基本計画

令和5年3月改訂版

【参考】平成19年1月 策定
平成24年3月 1次改訂
平成28年12月 2次改訂

発行 令和5年3月
編集 鹿兒島市市民局人権推進課
鹿兒島市山下町1-1番1号
電話 099(216)1232